

旧簡易水道事業等の経営に関する研究会開催要綱

総務省自治財政局公営企業経営室

1 目的

水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少等による料金収入の減少や、施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大により、その厳しさが増すことになると見込まれる。

こうした中で、簡易水道事業における経営の基盤強化を図るため、平成 19 年度から平成 28 年度まで（一定の条件を満たす団体は令和元年度まで）、簡易水道事業の事業統合が推進されてきた。

一方で、事業統合後も、旧簡易水道区域において地理的条件により施設の統合が困難であること等により、厳しい経営状況が続いている事業もあると考えられる。

このような状況を踏まえ、総務省として、統合後の旧簡易水道事業等の経営状況を整理し、持続可能な経営を確保する方策について検討することとする。これに当たり、学識経験者や地方公共団体の水道関係者など、専門的かつ優れた識見を有する者に意見を伺いつつ、旧簡易水道事業等の経営について検討を行うため、総務省において研究会を開催するものである。

2 名称

本研究会は、「旧簡易水道事業等の経営に関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3 研究テーマ

統合後の旧簡易水道事業等の経営状況を整理し、持続可能な経営を確保する方策を検討。

4 構成員

別紙構成員名簿のとおりとする。

5 スケジュール

令和 2 年 2 月から開催する。

6 運営

- ① 研究会に、座長 1 人を置く。座長は、研究会を招集し、主宰する。
- ② 座長は、不在の場合など必要の都度、これを代行する者を指名することができる。
- ③ 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- ④ 研究会は非公開とするが、研究会終了後に配付資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表することとする。ただし、座長が必要と認めるときは、配付資料を非公開とすることができる。
- ⑤ 本要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

7 庶務

研究会の庶務は、総務省自治財政局公営企業経営室が行う。

旧簡易水道事業等の経営に関する研究会 構成員名簿

【座 長】

いしい はるお
石井 晴夫 東洋大学名誉教授

【構成員】

いで みつこ
井手 美都子 長崎県企画振興部市町村課長

うの じろう
宇野 二郎 横浜市立大学国際教養学部教授

きむら しゅんすけ
木村 俊介 明治大学公共政策大学院教授

さいとう ゆりえ
齊藤 由里恵 中京大学経済学部准教授

すずき しんいち
鈴木 伸一 岩手県一関市水道部長

はらだ ひろき
原田 大樹 京都大学法学系（大学院法学研究科）教授

ほしの なほこ
星野 菜穂子 地方財政審議会委員

みかみ かずひこ
三上 和彦 島根県邑南町水道課長

【オブザーバー】

あべ ひでお
阿部 秀夫 公益社団法人日本水道協会調査部調査課長

おだいら てつお
小平 鉄雄 全国簡易水道協議会事務局長

くまがい かずや
熊谷 和哉 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長

（敬称略、構成員・オブザーバーは五十音順）